

遠賀町内の固定資産の相続手続きについて

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、不動産登記簿等の名義変更をお願いします。
相続登記がされるまでの間は、現所有者申告書に基づき、現所有者(相続人等)が2人以上いる場合は、現所有者代表者に納税通知書等を送付します。

現所有者申告書とは？

令和3年度から始まった制度で、土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人など新たな所有者(現所有者)となった方は、ご自身がその土地・家屋の現所有者であることを申告していただくものです。

不動産登記簿の名義を変更するときは

土地・家屋の所有者が亡くなってから時間がたつにつれて、相続人の方が増え、相続関係が複雑になり、相続がまとまりにくくなる場合があるため、お早めの相続登記をお願いします。

不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務となります。

手続き先は、福岡法務局八幡出張所です。

〒806-0048 北九州市八幡西区樋口町7番1号 電話 093-641-7307

登記している家屋を解体したときは

福岡法務局八幡出張所で滅失登記をする必要があります。

登記していない家屋の名義を変更するときは

遠賀町役場 税務課 課税係に『未登記家屋納税義務者変更届』の提出が必要です。

登記していない家屋を解体したときは

遠賀町役場 税務課 課税係に『家屋解体届』の提出が必要です。

相続放棄をするときは

被相続人(亡くなった人)が遠賀町に住民票がある場合、福岡家庭裁判所小倉支部に『相続放棄申述書』等の提出が必要です。

〒803-8531 北九州市小倉北区金田1-4-1 電話 093-561-3431

※相続放棄の手続きは、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てることになります。

※相続放棄申述受理証明書、遺産分割協議書、遺言書がある場合は、下記までお知らせください。

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地
遠賀町役場 税務課 課税係 TEL:093-293-1237